

議案第 号

和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例制定について

和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立青少年の家について、既存の機能に加え、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供に関する機能を備えた新たな施設としてリニューアルを行うべく、名称を改めるとともに、利用料金制の導入、新たな供用施設の追加その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例（案）

和泉市立青少年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市は、人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図るため、和泉市立槇尾山レクリエーションセンターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 和泉市立槇尾山レクリエーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター

位置 和泉市槇尾山町1番地の21

（事業）

第3条 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター（以下「センター」という。）は、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）自然を活かした生涯学習の推進に関する事。
- （2）地域のにぎわいの創出及び人々の交流の促進に関する事。
- （3）施設の貸与に関する事。
- （4）入浴施設の提供に関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

（利用の許可）

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受け

た事項を変更するときも同様とする。

2 委員会は、前項の規定によりセンターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第5条 委員会は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 委員会は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 緊急やむを得ない事情により市がこれを利用するとき。

(3) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、センターの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(立入りの制限等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者
- (3) 暴力団を利するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第9条 センターの管理は、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 委員会は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 指定管理者にセンターの管理を行わせない場合は、委員会が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の維持管理
- (2) 第3条に規定する事業に関する業務
- (3) 利用申請書の受理及び許可書の交付
- (4) センターの利用を促進するために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営のために委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項第1号、第2号、第4号及び第5号の業務に限り、委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(指定管理者による管理の基準)

第11条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づきセンターを管理しなければならない。

(利用料金)

第12条 センターの利用料金は、別表第1に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 前項の規定にかかわらず、全ての居室及び多目的室を貸切利用する場合の利用料金は、別表第2に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 前2項に定めるもののほか、センターの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。

4 利用者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

5 前各項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(キャンセル料)

第15条 指定管理者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けた者であつて、当該利用の利用料金が未納であるものが、当該利用を取りやめる場合又は当該利用を取りやめることを申し出ず利用しなかった場合は、当該者に、市長が別に定める基準に従いキャンセル料を支払わせることができる。

(特別の設備等)

第16条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(利用者の義務)

第17条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、センターの管理運営に協力しなければならない。

2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第12条関係)

施 設	区 分		基本利用料金の額 (円)	
居室	日中利用	午前10時から午後4時まで	3,000	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに1,000円を、小人1人増えるごとに400円を左記の額に加算する。
	宿泊利用	午後4時から翌日午前10時まで	4,800	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに2,000円を、小人1人増えるごとに800円を左記の額に加算する。
テント施設	午前10時から翌日午前10時まで	小人	400	
		大人	800	
野外炊飯施設	午前10時から午後4時まで	小人	200	
		大人	400	

入浴施設	午後４時から午後１０時まで	小人	２００	
		大人	４００	
	浴場	小人	２５０	
		大人	５００	
	サウナ施設	一般利用	２，０００	
		貸切利用 (２時間)	６，０００	
多目的室	１時間当たり		１，０００	

備考

- 小人とは、４歳以上１６歳未満の者をいい、４歳未満の者の利用は、無料とする。
- 大人とは、１６歳以上の者をいう。
- 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（入浴施設を除く。）の利用料金は、基本利用料金の１．２倍の額とする。
- ７歳未満の者は、サウナ施設を利用することができない。
- 居室（宿泊利用に限る。）の利用料金には野外炊飯施設（午後４時から午後１０時までの利用に限る。）及び浴場（当該居室の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- サウナ施設の利用料金には浴場の利用料金を含む。
- 居室の宿泊利用を２回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の日中利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。

別表第 2（第 1 2 条関係）

区 分		基本利用料金の額（円）
宿泊利用	午後 4 時から翌日午前 1 0 時まで	1 0 0, 0 0 0

備考

- 1 市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の 1. 2 倍の額とする。
- 2 宿泊利用の利用料金には野外炊飯施設（午後 4 時から午後 1 0 時までの利用に限る。）及び浴場（当該宿泊利用の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- 3 宿泊利用を 2 回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の午前 1 0 時から午後 4 時までの間の利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。